



発行所
東京都千代田区霞が関
財務ビル内(〒100-0013)
全国税労働組合
発行人 木村 和由
電 話 (03) 3581-3678
FAX (03) 3507-0886
振替口座00140-2-68514

“税務の職場”
何でも110番
zenkokuzei@aol.com

全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号までどうぞ)。

◇全国税ホームページ◇
http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

社会人採用者 専攻税法研修回復を

4年目を迎えた「社会人採用」。人員構成の歪みから、現場の深刻な「中堅不足」に対応するため、この間、30代、40代を中心に採用が進められています。しかし、今年の社会人採用は、「社会人採用基礎研修第1期」と紹介されています(2017年5月25日『NEWS税大』)。採用時の3か月間の基礎研修や着任後の技法研修を終えれば、後は研修が無い計画です。

毎回 格差は正要求

国税庁は、新採用者に対する研修と、省庁間配転や中途採用された職員への研修では、採用開始で毎回、格差をつけ続けてきました。

全国税は、その都度、研修機会の確保を要求し、実現しています。例えば、農水省からの府省間配転者や普(Ⅱ)

どうして繰り返す?

採用の違いで奪われる研修の機会

コース採用(いわゆる「再チャレンジ採用」)者に対して、当初は専攻税法研修が行われていませんでした。

これに対し、例えば、2009年6月8日の国税庁交渉(青年部交渉)で是正を求め、その内容は、機関紙『全国税』を通じ、全国各地の職場や税大和光校舎などで配布しました。翌年の2010年3月26日、当局は

実は...

研修要求は

全国税

専攻税法研修も、「仕事を覚えたい」という青年要求に反して、各職場任せだった育成から、一定期間の経験後の研修を新設するよう要求し、2009年に実現しました。税務大学校での暴言や時間外行事の押し付けによる未払い残業などの非常識の根絶は、一つひとつの事実を上げながら、長い間要求していますが、

平成22年度以降の研修を見直し、府省間配転者や中途採用者を専攻税法研修の対象とすることとなりました。また、既に1年経過した採用者の研修実施も勝ち取っています。

特有の辛さある

当局は、社会人採用者から専攻税法研修を奪った理由のひとつを、「社会人経験がある」からとしています。しかし、これは、府省間配転者や中途採用者への研修が狭められていた時、「見た目

一進一退となっており、「時代の足踏み」状態です。ちょっと意外かもしれませんが、

遠距離・長時間通勤はなくすこと。遠距離・長時間通勤については、交通事情をきめ細かく検討して各局で職員の納得いく基準を設定し、遠距離通勤が長時間通勤のいずれかが基準以上の場合の発令をやめること。また

いま、この要求

基準以上の通勤者については、次期発令期で是正すること。

◇ ◇ ◇
男女ともに、ワークライフバランスに資する配転とは、どんな配転でしょうか。今年の7月の配転でも、通勤困難者へ発令

された、家庭事情ある職員の悲鳴が届きました。人事院交渉で、新幹線通勤の特急料金の通勤手当を訴えると、こう返されました。「あなたの職場の当局が、どうしてそんな配転をする必要があるのか理解が苦しむ」と。

非常勤アンケート ご協力ください

は上席か調査官クラスであり、短すぎる研修のため、電話応対や窓口対応、調査等で気苦労が絶えない(当時の青年部長の追及)と同様であり、議論は尽くされています。当局には、採用による差別のない研修を実施することが求められています。

今年も「非正規で働く仲間の要求アンケート」に取り組んでいます。非常勤職員の皆さんが、職場環境や雇用条件などで

非正規で働く仲間の要求アンケート		
このアンケートは、公務員で働く非正規・非常勤職員のみさんの生活実態や要求、労働条件を把握するために、全国各地でとりくまれています。集まったアンケートは、2018年春期要求に反映させると同時に今後の労働条件改善のとりくみに活用します。		
基本項目		
A. 性別	① 男性	② 女性
B. 年代	① 20代以下	② 30代 ③ 40代 ④ 50代 ⑤ 60代以上
C. 就業の状況	① 1人(独居)	② 1人(扶養者あり) ③ 共働き(一方が非正規)
D. 収入	① 共働き(両方とも非正規)	② 3人以上の収入 ③ その他
質問項目		
Q1	あなたはどのような雇用形態で働いていますか。 1. 非常勤(時間外無償) 2. 非常勤(就業時間外有償) 3. 登録型の派遣社員(日雇勤務) 4. 特別型の派遣社員 5. 扶養・委託 6. その他()	
Q2	あなたの生活実態は、次のうちどれに該当しますが、もっとも近いものを選んでください。 1. かなり良い 2. やや良い 3. まあまあ 4. やや悪い 5. かなり悪い	
Q3	あなたの賃金の1時間あたりの額(時給)はいくらですか。日給制の方や月給制の方は、実際の労働時間で割って算出してください。 1. 700円未満 2. 700円台 3. 800円台 4. 900円台 5. 1000円台 6. 1100円台 7. 1200円台 8. 1300円台 9. 1400円台 10. 1500円以上	
Q4	あなたは、時間給でどのくらいの賃金の引き上げを要求したいですか。 1. 30円未満 2. 30円 3. 50円 4. 80円 5. 100円 6. 150円 7. 200円 8. 300円 9. 400円以上	
Q5	今の仕事や職場について、とくに不満や不安を感じることを「3つ」以内で選んでください。 1. 賃金が安い 2. 労働時間が長い 3. 労働時間が短い 4. 休暇がとれない 5. 雇用契約を安易に破棄されるのではないかと不安 6. 職場や仕事内容が不安定ではないかと不安 7. 仕事がつまらない 8. 正社員を希望しているが実現しない 9. 正社員との賃金・労働条件の差 10. 同僚・上司との人間関係 11. 労働時間が短くない 12. 休日勤務がある 13. 人手が足りない 14. 夜勤・早番が頻りにある 15. 福利厚生が充実していない 16. 夜勤が多い 17. 残業が多い 18. 成果・能力主義が強い 19. その他()	

日頃感じていることについて、声を寄せてください。
昨年度のアンケートでは、仕事面では「窓口業務の負担が大きい」との声が多く寄せられ、「窓口業務の場合は時間給の単価を引き上げるべき」との意見もありました。職場環境では、「何でもかんでも秘書のように仕事を押し付ける方もいる」「職員の『できない』には耳をかたむけるが、バイトの『できない』は聞く意識なし」といった厳しい意見もありました。
賃金面では、社会保険料の制度が変わるなか、時給単価の引上げや、勤務時間の増加を求める意見がありました。

全国税は、希望を持って働けるよう、非常勤職員の処遇改善を強く要求しています。
アンケートにご協力よろしく願います。

また、東北の方々の我慢強さや暖か味を感じる事ができた▼翻って、元復興相が震災被害に真摯に向き合っていないか、かが分かった▼10月22日の神奈川新聞に掲載された17歳の高校生の読者投稿に、「復興省は震災に関係する必要がある、東北の災害にあった現地に置いた方がいい」との投稿があったが、思わず「その通り」と心の中で唸った。



毎年年末に、流行語大賞が発表される。今年、「村度」や「この〇〇ー」など、政治や政治家に絡んだ言葉が話題になった▼筆者は、ぜひ「#東北でよかった」を推薦したい。そもそもは、元復興相のネガティブな発言ではあるが、東北の人々がそれを逆手に取り、東北各地の風光明媚な自然や食文化などの魅力を発信した姿に、東北の方々の我慢強さや暖か味を感じる事ができた▼翻って、元復興相が震災被害に真摯に向き合っていないか、かが分かった▼10月22日の神奈川新聞に掲載された17歳の高校生の読者投稿に、「復興省は震災に関係する必要がある、東北の災害にあった現地に置いた方がいい」との投稿があったが、思わず「その通り」と心の中で唸った。

最高裁 門前払い

賃下げ
違憲訴訟

審理開かず上告棄却

戦後初めて人勧に基づかない賃下立法

最高裁第二小法廷(裁判官・菅野博之、小貫芳信、鬼丸かおる、山本庸幸)は10月20日、「公務員賃下げ違憲訴訟」について、裁判官全員一致の意見として上告を棄却し、上告審として受理しないことを決定しました。

三権分立歪める

戦後初めて、人事院勧告に基づかない議員立法による給与改定・臨時特例法により、2012年4月から2年間、平均7・8%もの不当な大幅賃下げを強行したにも関わらず、一審・二審の不当な「結論ありき」で構成された判決を確定させたことは、司法の最高機関であり、終審裁判所としての最高裁判所の存在意義が問われます。

上告理由

上告にあたって、私たちは、①労働基本権制約の唯一の代償措置である

人事院勧告に基づかない賃下げは、労働基本権を保障した憲法28条違反と判例相反であること、②議員立法で一方的に引き下げたことは、内閣の職務権限を定めた憲法73条4号違反であり、国会の裁量権の逸脱であること、③「労働条件の不利益変更法理」と同等の基準、「必要性・合理性」の基準、「団体交渉権の侵害」

に関する憲法28条違反と憲法73条4号違反と判例相反であること、④ILO 087号条約及び98号条約についての解釈に誤りがあること、などの主張と具体的事実を含めた理由書を4月に提出していました。また、9月には、憲法判断を行うよう「大法廷回付に関する意見書」を、最高裁判所に提出していました。

公務の労働基本権

憲法のみ明確に保障

判決濫用許さぬ

国公労連・鎌田書記長は直ちに抗議声明を発売しました。

政府と国会に寄り添う姿勢は、三権分立の日本

判決が確定したからといって、これを濫用し、政府や国会が一方的に人事院勧告によらない賃下げを強行することは許されません。そのためには、私たちは労働基本権回復を求めることはもちろん、労働基本権制約の代償措置が「絵に描いた餅」とならないよう、政府・人

また、公務員労働者を

含む労働者の労働基本権を唯一、明確に保障しているのは、憲法です。だからこそ、改憲勢力が多数占める国会情勢のなかで、憲法改悪を許さないたたかいに全力を挙げていきます。

人事院交渉では、①中高年の処遇改善(上席6級格付け、6級の級別定数改善)、②行(二)職員の処遇改善(部下数制限撤廃と付加業務評価)、③再任用職員の給与・処遇改善、④非常勤職員の事務俸給表基準の時給、などを求めます。

人事院交渉では、①中高年の処遇改善(上席6級格付け、6級の級別定数改善)、②行(二)職員の処遇改善(部下数制限撤廃と付加業務評価)、③再任用職員の給与・処遇改善、④非常勤職員の事務俸給表基準の時給、などを求めます。



↑ 国公労連・鎌田書記長の談話全文は、上記のQRコードを読み込むと読むことができます。



昨年の秋年中央行動屋休み集会

人事院交渉 行(二)交渉も

中央行動に合わせ

全国税は、11月8日の中央行動に合わせて、翌9日に国税庁と行(二)交渉を、10日には人事院との交渉を実施します。

行(二)交渉では、署定員が大幅減少(平成12年度の1,334名から、平成29年度の511名)するなか、業務は増えても処遇は改善しないことや、管理職からのパワハラが後を絶たない現状の改善を求めます。

中央行動に合わせ、翌9日に国税庁と行(二)交渉を、10日には人事院との交渉を実施します。

署長さん、こんな事情知ってますか。

過労死促進改革

【東大阪支部】

9月15日、労働政策

審議会は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を答申しました。この法律案は、「一人ひとりのニーズにあった、納得のいく働き方」には程遠いものとなっています。

①労働時間の上限規制 ↓過労死ラインまで容認。

②残業代ゼロ制度 ↓過労死しても自己責任。

③裁量労働制の拡大 ↓営業職のタタ働き拡大。

④同一労働同一賃金 ↓格差の温存・固定化。

⑤最低賃金 ↓時給千円は遠く、地域間格差拡大。

⑥解雇の金銭解決 ↓ストライク促進の道具。

労働審議会は労働者の声の排除と、無権利・低収入を増やす「柔軟な働き方」を狙っています。

組が放映されています。



康はかけがえのないもの」と言いつつも、署の「厚生」は、民間とは比較になりません。

市内で残っている食堂は、左京と上京だけです。下京でも撤退しました。職員の健康を気遣う方法として、賄人食堂を維持する工夫が必要だと感じます。

ちょうど昼食時に『サラめし』という番組が放映されています。

数人の職場でも互いに賄いをするなど、「食べる」と「仕事の効率」が連動していること、昼食を楽しむに仕事をしている様子が映されています。

署長さん、こんな事情知ってますか。

過労死促進改革

【東大阪支部】

9月15日、労働政策

審議会は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を答申しました。この法律案は、「一人ひとりのニーズにあった、納得のいく働き方」には程遠いものとなっています。

①労働時間の上限規制 ↓過労死ラインまで容認。

②残業代ゼロ制度 ↓過労死しても自己責任。

③裁量労働制の拡大 ↓営業職のタタ働き拡大。

④同一労働同一賃金 ↓格差の温存・固定化。

⑤最低賃金 ↓時給千円は遠く、地域間格差拡大。

⑥解雇の金銭解決 ↓ストライク促進の道具。

労働審議会は労働者の声の排除と、無権利・低収入を増やす「柔軟な働き方」を狙っています。

組が放映されています。

秋年闘争課題の実現求め

各地から上京予定

11・8中央行動

公務・公共サービスの勧告の改善部分の早期実施、大幅増員、退職手当の拡充や2017年人事院の改悪阻止、非常勤職員の賃金・処遇改善など、

秋年闘争課題の山場を迎えています。民間労組では、一時金引上げの重要時期を迎えています。こうした要求を実現するため、全労連・国民春闘共闘等は11月8日、「17秋年闘争 11・8中央行動」を開催します。

全国税は、職場カンパなどに取り組みながら、加します。

臨時国会見送りなら 僅かな賃上げも来春

政府は、衆院選後の首会を開いた後、臨時国会の召集は見送る方向で調整を進めています。仮に臨時国会が開かれなければ、17人勧による給与法「改正」論議は、年明けの通常国会となります。とりわけ、17人勧の改善部分の実施時期は、非常勤職員の賃金が改定される時期にも関ります。